

東京都の福祉サービス提供主体経営改革への取り組みに関する意見書

東京都は7月26日に「福祉サービス提供主体経営改革への取り組み」を策定し、都立福祉施設の廃止または民間移譲等を推進する方針を打ち出した。その報告書によれば、民間保育園をはじめとした民間福祉施設への補助について、人件費補助の廃止、その他の東京都独自補助の全面見直しをうたっている。

民間福祉施設への人権費補助をはじめとした都独自補助は、民間福祉施設の人材を確保し、サービス水準を維持・向上させていくために不可欠の補助となっている。関係者から、人件費補助が廃止されたら「福祉施設として存続が困難になる」という切実な声があがっている。補助対象施設の多くは私立保育所であり、補助の廃止や削減などの事態になれば、市区町村の保育・福祉事業に甚大な影響を及ぼすことは明らかである。

また、都立福祉施設については、当面5年間だけでも、2施設を廃止、養護老人ホーム・児童養護施設・障がい者施設11カ所を民間委託、その他の施設も特別養護老人ホームをはじめ規模を縮小する計画が示されている。これまで広域的、専門的、先駆的な役割を東京都が責任をもって果たしてきた都立福祉施設の役割は、今日なお重要である。

よって、本市議会は、東京都に対し、次の事項について強く要請する。

- 1 民間福祉施設への人件費補助の廃止や、その他の東京都独自補助の削減、区市町村による肩代わり措置などの事態が生じることは行わないこと。
- 2 福祉サービスの低下につながる都立福祉施設の廃止や縮小、民間移譲等を行わないこと。また、区市町村の福祉サービス基盤整備への支援を拡充すること。
- 3 私立保育園をはじめとする民間福祉施設への補助や、都立福祉施設のあり方について都が検討する際は、区市町村と協議し、区市町村の意見を十分に尊重すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年12月19日

三鷹市議会議長 吉野博明